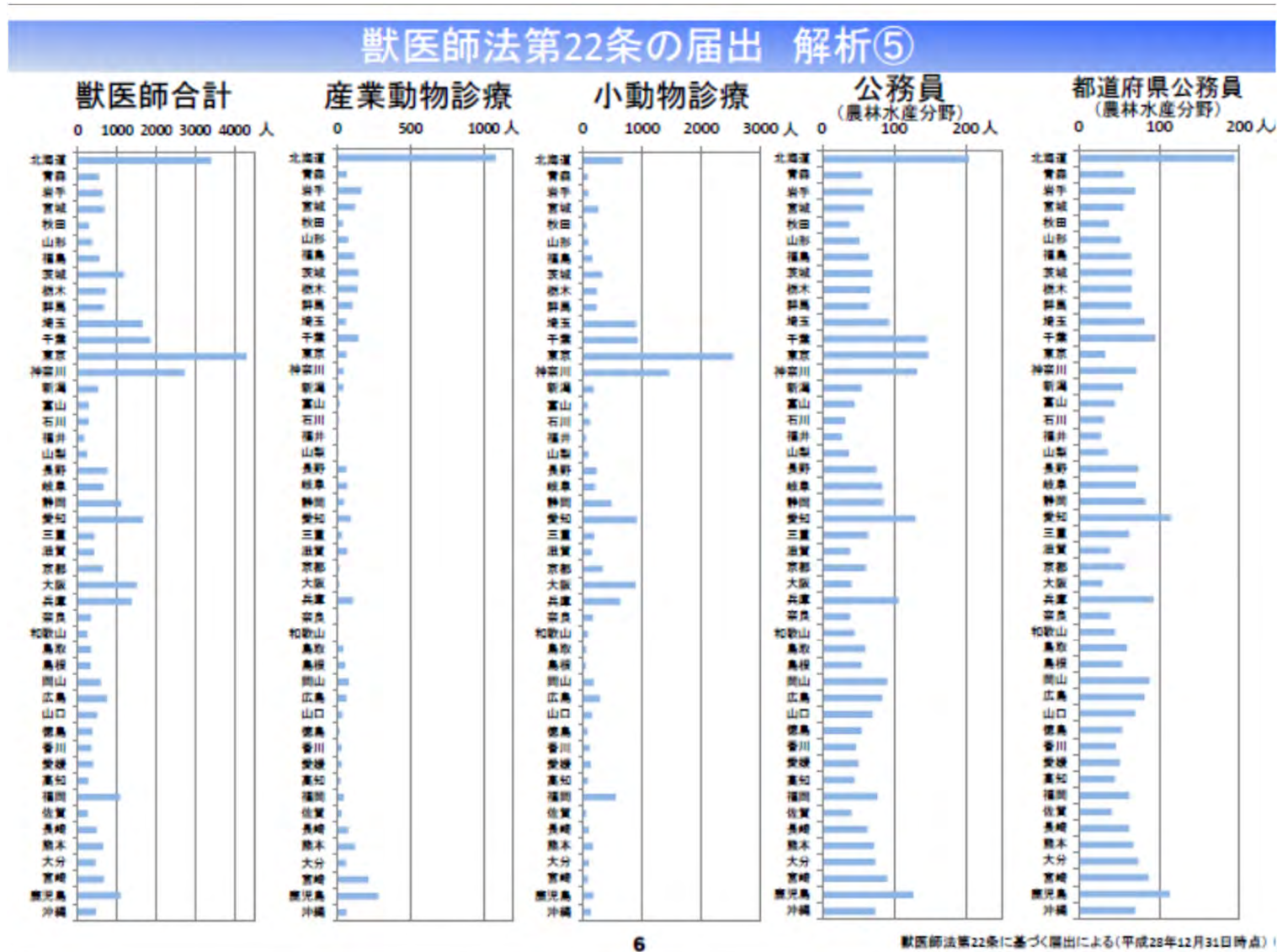


1. 小動物獣医療提供体制の現状

＜小動物診療獣医師数及び小動物診療施設数の推移＞

④小動物診療獣医師は、人口を反映し、関東、関西、中京等大都市圏に集中



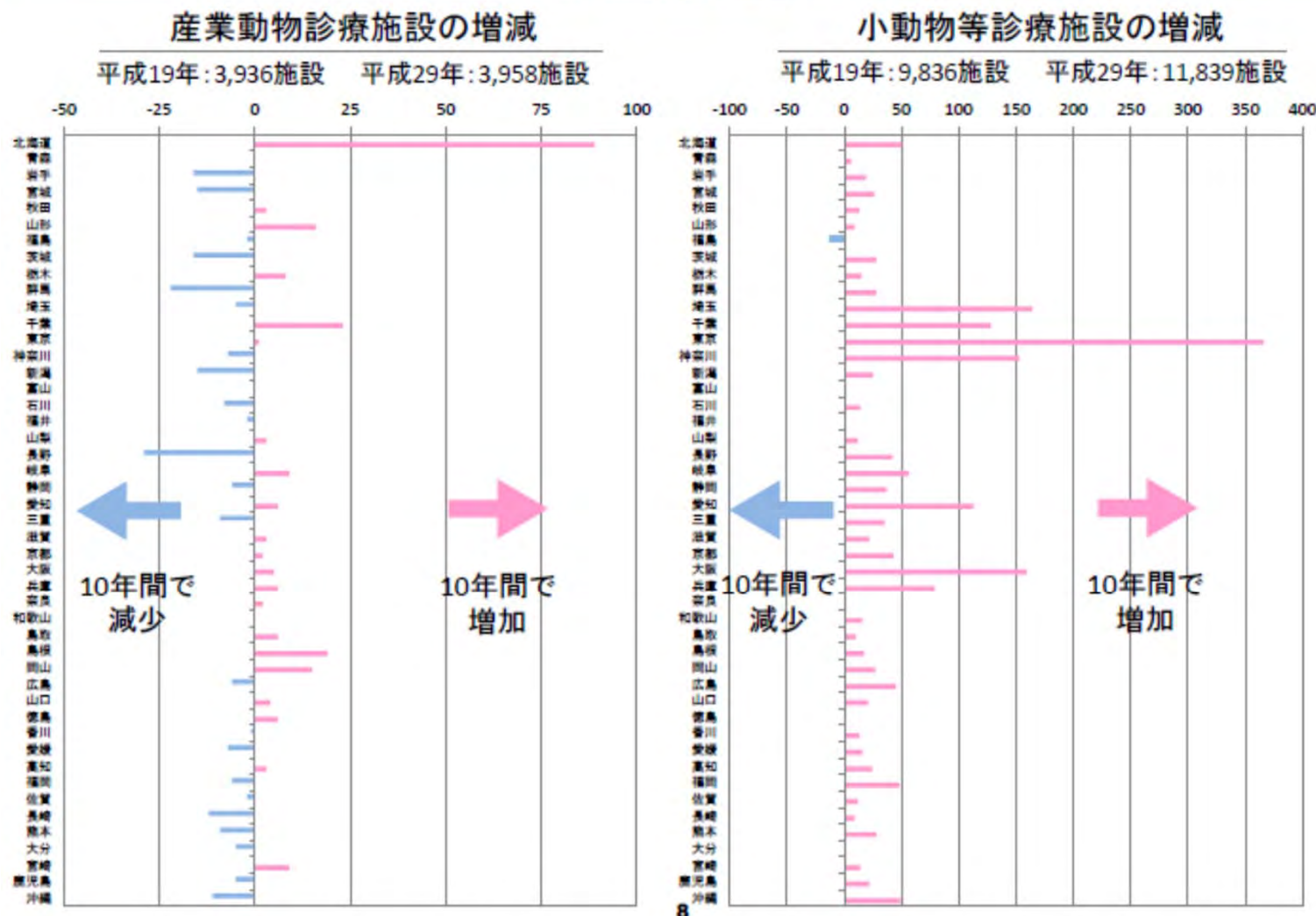
農林水産省HPから引用

1. 小動物獣医療提供体制の現状

＜小動物診療獣医師数及び小動物診療施設数の推移＞

- ⑤小動物診療施設数は、近年、一貫して増加しており、関東、関西、中京等大都市圏に集中

獣医療法第3条の届出 平成19年と平成29年の比較



農林水産省HPから引用

1. 小動物獣医療提供体制の現状

<小動物診療施設における獣医師等の就業状況>

①小動物診療施設の約64%は1人獣医師

就業獣医師数別の施設の状況

(単位:か所)

		総数		獣医師を1人使用する	同2人	同3人	同4人	同5人	同6人	同7人	同8人	同9人	同10人以上
合 計	産業動物	15,950	3,969	2,762	406	169	109	74	65	56	49	43	236
	小動物、その他		11,981	7,639	2,435	725	364	223	144	83	63	52	253
				63.8%	20.3%	6.1%	3.0%	1.9%	1.2%	0.7%	0.5%	0.4%	2.1%

農林水産省:平成30年12月31日現在

1. 小動物獣医療提供体制の現状

＜小動物診療施設における獣医師等の就業状況＞ ② 今後は、個人開業より法人経営が増加

獣医業事業所数（動物病院数）の推移（1989-2014）

	1989年	1994年	1999年	2004年	2009年	2014年
総数	5,635	6,801	7,631	8,445	9,233	9,725
個人	5,141	5,621	5,442	5,796	5,612	5,447
法人	483	1,157	2,189	2,635	3,602	4,260
その他	11	23	0	14	19	18

総務省「サービス業基本調査」(2005),「経済センサス」(2016)より作成.

1. 小動物獣医療提供体制の現状

＜小動物診療施設における獣医師等の就業状況＞ ③小動物診療施設における従事者数は増加傾向

1 病院あたりの従事者数（1994-2014）

（単位：人）

	1994年	1999年	2004年	2009年	2014年
病院数	6,801	7,631	8,445	9,233	9,725
従業員数	20,972	29,149	35,280	43,393	49,369
1病院あたり	3.1	3.8	4.2	4.7	5.1

総務省「経済センサス」（2016）より作成.

1. 小動物獣医療提供体制の現状

＜小動物診療施設における年間売上高等の推移＞

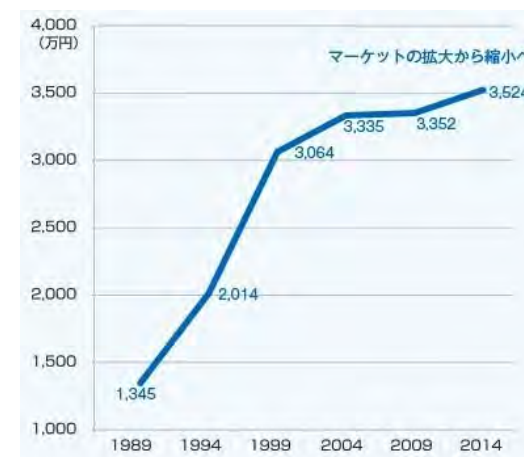
①小動物診療施設の年間売上高合計、病院平均売上、
犬猫1頭当たり売上は、いずれも一貫して増加

全国の動物病院数と売上高総計の推移

	計算式	平成元年	平成6年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年	
		1989	1994	1999	2004	2009	2014	
A	全国動物病院数	5,509	6,650	7,631	8,445	9,233	9,725	
B	過去5年間の増加数		1,141	981	814	788	492	
C	年平均増加件数	B/5	228	196	163	158	98	
D	売上高合計(億円)	741	1,339	2,338	2,816	3,095	3,427	
E	病院平均売上(万円)	D/A	1,345	2,014	3,064	3,335	3,352	3,524
F	犬の数(千頭)		9,805	10,054	12,457	12,322	10,346	
G	猫の数(千頭)		7,237	7,718	10,369	10,021	9,959	
H	犬猫の数(千頭)	F+G	17,042	17,772	22,826	22,343	20,305	
I	犬猫1頭あたりの売上(円)	D/H	7,857	13,156	12,337	13,852	16,878	

出典 総務庁統計局経済センサス、(社)ペットフード協会 全国犬猫飼育実態調査

動物病院1件当たりの平均売上の推移



犬猫1頭当たりの売上の推移



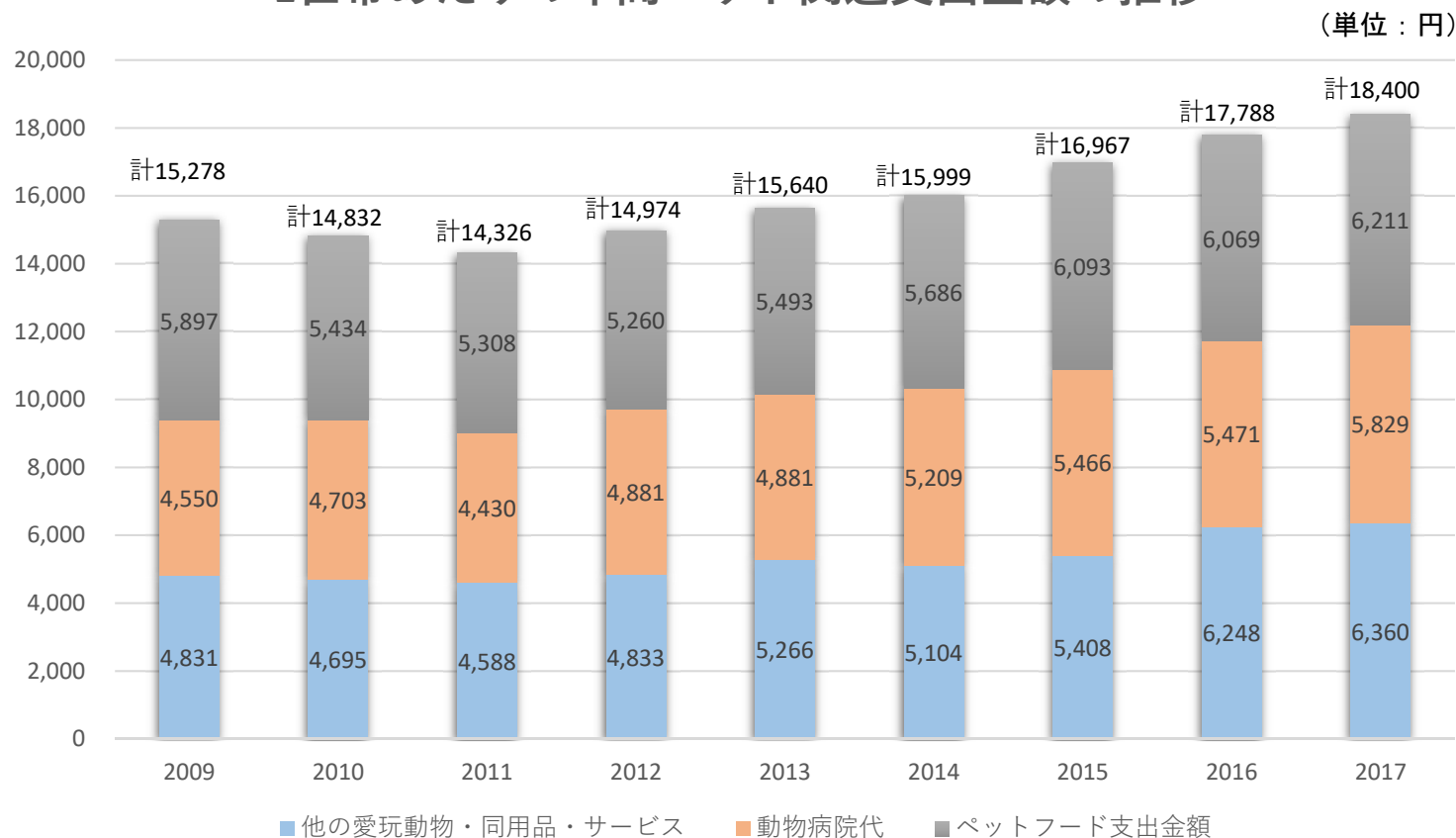
(株) メディカルプラザHPから引用

1. 小動物獣医療提供体制の現状

＜小動物診療施設における年間売上高等の推移＞ ②1世帯当たりの年間動物病院代は、近年は増加傾向

1世帯当たりのペットに対しての支出総額は、総務省統計局「家計調査」によると、全世帯平均（飼育していない世帯を含む）で、2011年以降年々増加している。

1世帯あたりの年間ペット関連支出金額の推移

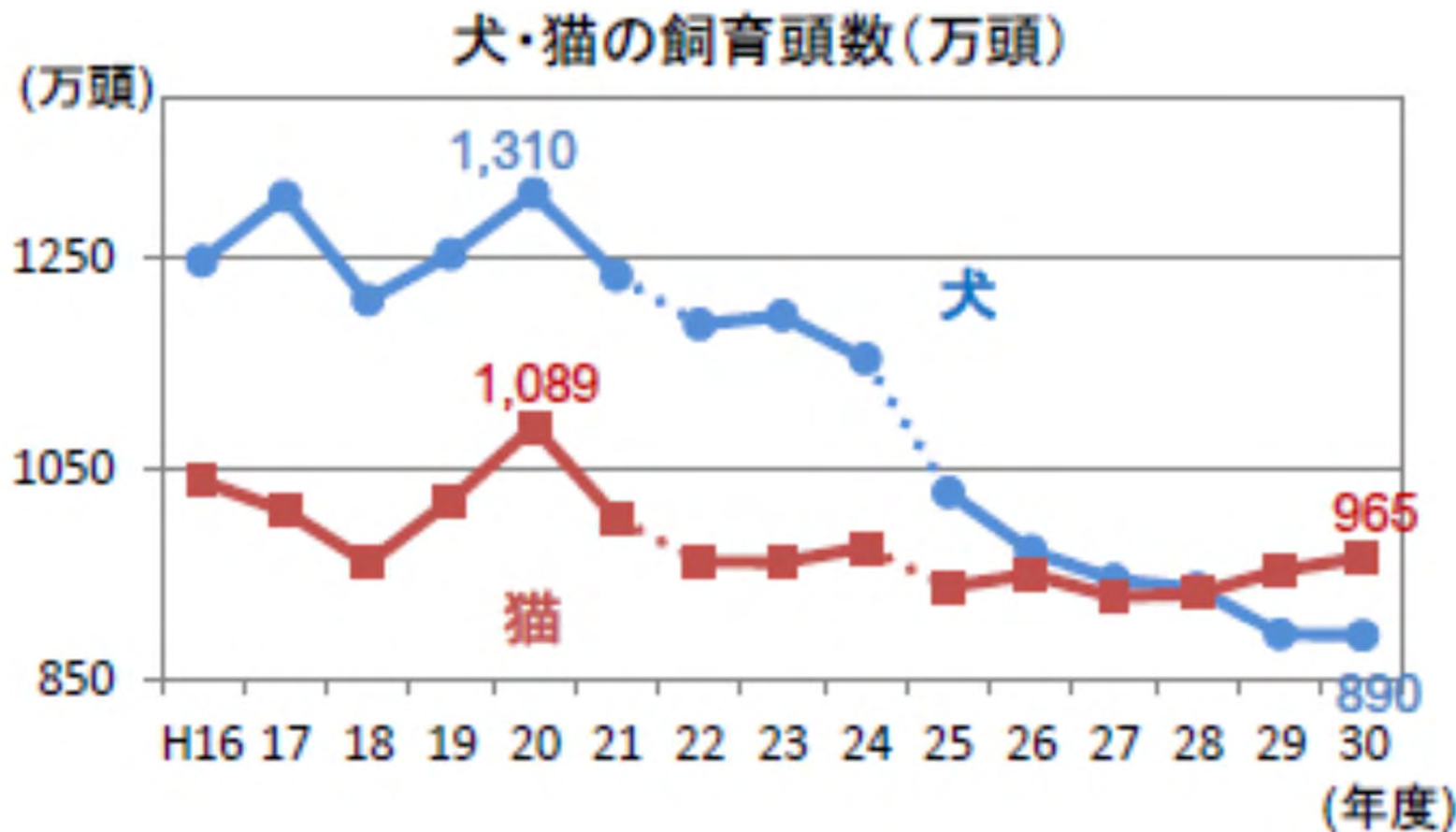


(総務省統計局「家計調査」より)

1. 小動物獣医療提供体制の現状

＜犬猫の飼育頭数の推移＞

- ①犬の飼育頭数は、2008年の13百万頭をピークに急激に減少し、2018年は9百万頭弱。今後も大幅に減少する見込み



【ペットフード協会調べ】

農林水産省HPから引用

1. 小動物獣医療提供体制の現状

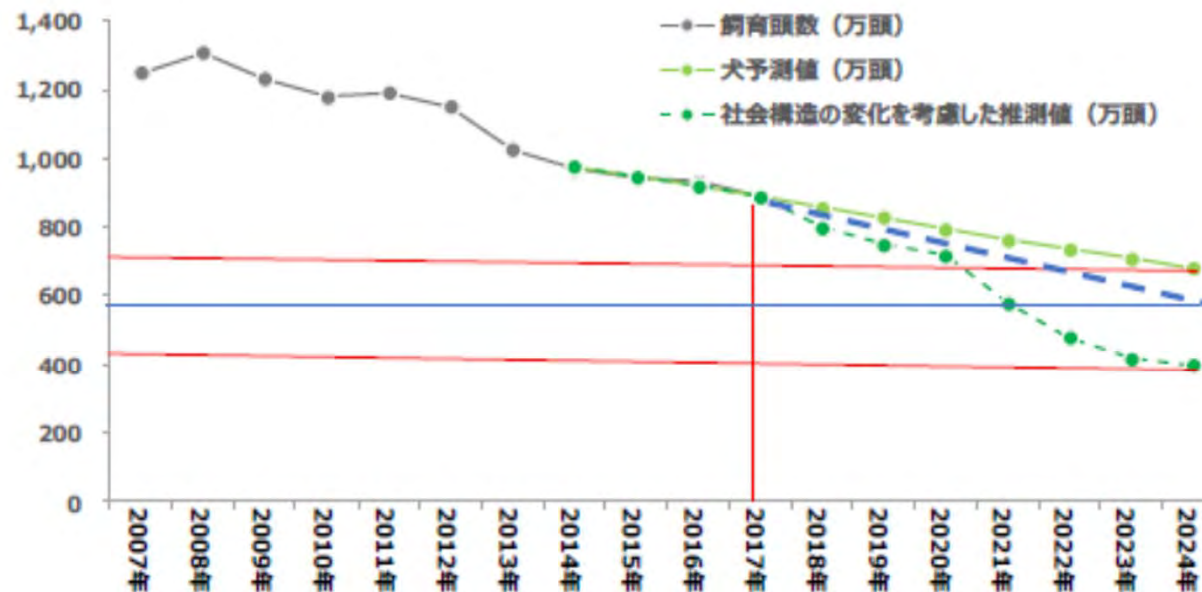
＜犬猫の飼育頭数の推移＞

- ②犬の飼育頭数は、2008年の13百万頭をピークに急激に減少し、2018年は9百万頭弱。今後も大幅に減少する見込み

犬の飼育実態値と将来予測値（社会構造変化含む）



「犬飼育数予測」が右肩下がりである上、様々な社会構造変化（高齢化、単身世帯の増加、共働き世帯の増加等）を加味すると、その飼育数予測値はさらに下方方向にふれる可能性が高い。



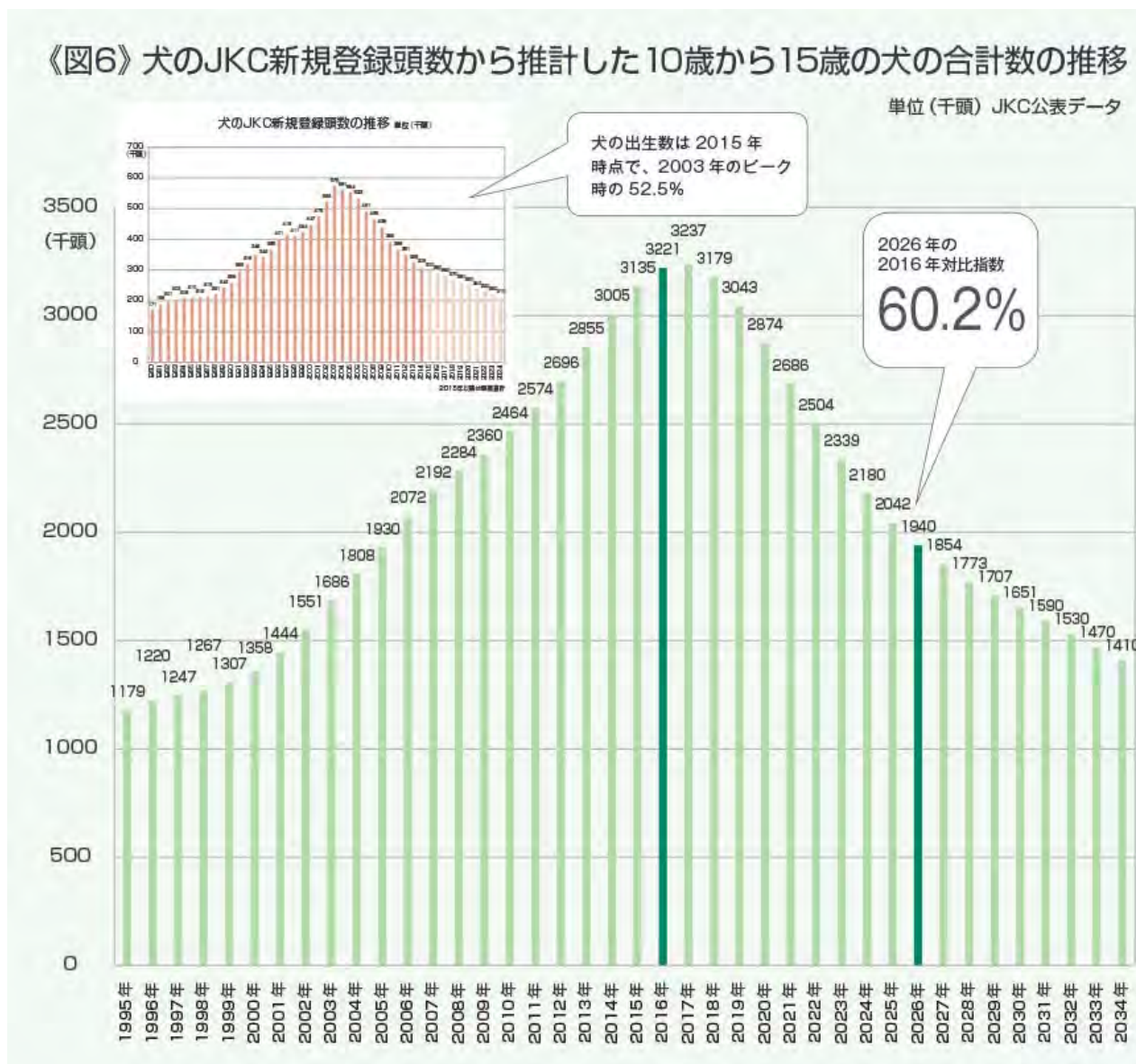
出典：株式会社インテージのデータより推計
東京都内コホート研究

（一社）ペットフード協会資料から引用

1. 小動物獣医療提供体制の現状

<犬猫の飼育頭数の推移>

③近い将来、動物病院の市場規模は縮小する懸念



(株) メディカルプラザHPから引用

1. 小動物獣医療提供体制の現状

1次診療施設と2次診療施設の連携

- ホームドクターとしての1次診療施設と、2次診療施設としての大学病院や大規模専門病院、夜間救急診療施設の連携に期待
- しかし、診療施設間の連携は個々の取組に任されており、組織的な連携構築の取組体制は未整備

1. 小動物獣医療提供体制の現状

専門獣医療の現状

- 獣医関係団体や民間組織が研修会等の開催と任意の「専門獣医師」の名称を付与
- 獣医療法の規定により「専門獣医師」等の名称の広告は禁止
- 獣医師は、獣医学的な知識及び技術についての研鑽意欲はあるものの、実際の業務活動に十分反映することができず、研修等のインセンティブが高まらない状況
- 飼い主にとっても、獣医師の専門分野等の情報を十分に得られない状況

2. 平成22年基本方針制定後の小動物獣医療をめぐる情勢の変化

<平成22年基本方針記載内容>

- ・ 高度な獣医療の提供に対する社会的なニーズの高まり
- ・ 飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化
- ・ 人獣共通感染症対策に対する飼育者責任の必要性
- ・ 一次診療施設と二次診療施設の連携・協力による地域獣医療のネットワーク体制の整備
- ・ 夜間・休日における診療体制の整備についての合意形成と広報活動

近年の情勢

- 高度な獣医療の提供に対するニーズは一層高まっている
- 国、獣医関係団体等による組織的な取組はなお未整備

<平成22年基本方針記載内容>

- ・ 小動物の飼育世帯数が依然として増加傾向

近年の情勢

- 犬の飼育頭数は今後大幅に減少する傾向
- 動物病院の市場規模は縮小する懸念

2. 平成22年基本方針制定後の小動物獣医療をめぐる情勢の変化

<平成22年基本方針記載内容>

- ・ 獣医師と動物看護職との連携の必要性
- ・ 小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の整備のため、将来的な動物看護職の統一資格化
- ・ 動物看護職に必要な技能・知識を高位平準化

近年の情勢

- 民間の全国統一資格として認定動物看護師制度を確立
- 養成機関である大学及び専門学校がコア・カリキュラムを策定
- 愛玩動物看護師法成立（令和元年6月）
今後、獣医師と愛玩動物看護師との適切な役割分担を踏まえたチーム獣医療提供体制の構築を一層推進

<平成22年基本方針記載内容>

- ・ 小動物の飼育者に対し、人獣共通感染症対策の観点からの保健衛生指導の充実
- ・ 感染症の予防に関する情報の提供
- ・ 新興・再興感染症対策、「One Health」の考え方に基づく学術研究等について、産学官が連携して推進

近年の情勢

- 日本獣医師会と日本医師会が学術連携協定を締結
- 全国55地方獣医師会も地域の医師会と同様の協定を締結し、全国的なワンヘルス連携体制を構築
- 人獣共通感染症対策などワンヘルスに関する連携シンポジウムなどを一般市民も参加の下で開催
- ペットや野生動物から人に感染する人獣共通感染症の研究体制は未整備

2. 平成22年基本方針制定後の小動物獣医療をめぐる情勢の変化

<平成22年基本方針記載内容>

- ・ 小動物分野において専門分野別の技術の向上が今後ますます重要
- ・ 専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修や、獣医師の組織する団体等が開催する学会、研修会、講習会等への参加の促進
- ・ 生涯研修や高度研修を基礎とした診療獣医師の臨床獣医師認定制度や診療分野専門別の獣医師専門医制度の導入に向けた検討を促進

近年の情勢

- 学会、研修会、講習会等が獣医師会等の民間レベルで実施
- 任意の「認定・専門獣医師」の名称を付与
- 獣医療法の規定により「専門獣医師」等の名称の広告は禁止
- 「認定・専門獣医師」の養成のための専門分野別研修プログラムや、認定制度に係る公的かつ組織的な体制が未構築

3. 新たな基本方針に規定すべき小動物獣医療提供体制の構築に向けての課題と対応方向

<新たな基本方針に規定すべき内容>

① 高度で専門性の高い獣医療提供のための認定・専門獣医師制度の構築

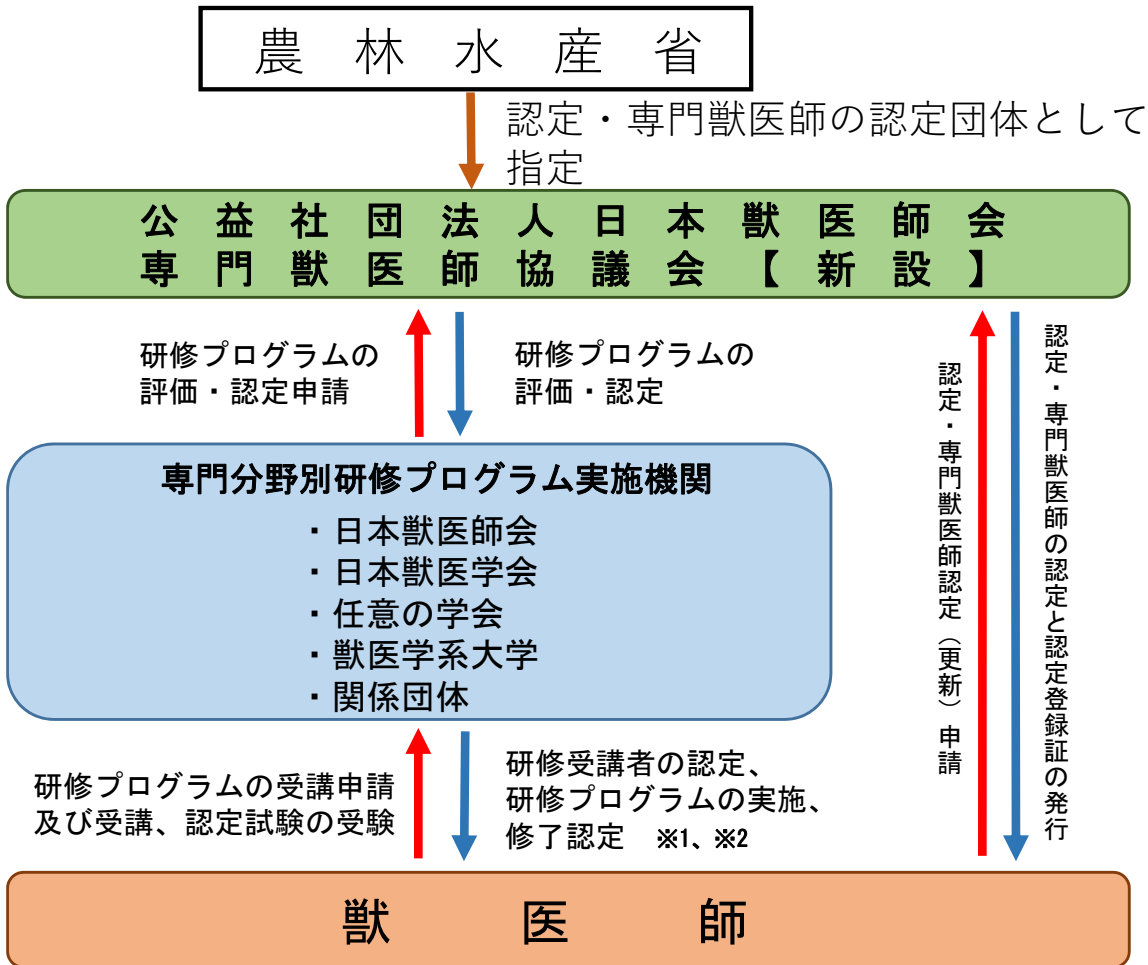
「獣医療広告規制の見直しに伴い、専門獣医師制度の構築と、飼い主等に対する専門獣医師の広告が可能となるよう獣医療法の運用改善等を行うこと。」

課題と対応方向

- 医療法における広告規制の大幅な緩和と専門医制度の構築
- 獣医療法に基づく広告は極めて限定的
- 飼い主等が求める獣医師の専門性等の情報が提供されない状況
- 公益法人等が中心となり、専門分野別研修プログラムの認定、認定・専門獣医師の認定等を行う制度の構築による高度かつ専門的な獣医療の提供体制の充実と、専門獣医療等情報の広告規制の緩和が必要

(参考：専門獣医師協議会の設置と認定・専門獣医師認定・登録の仕組（案）)

参考：専門獣医師協議会の設置と認定・専門獣医師認定・登録の仕組（案）



※1：臨床診療技術に関する研修項目は、獣医学系大学の診療施設及び農林水産大臣の指定する卒後臨床研修施設で実施。

※2：学会・研修会等への参加実績管理は獣医師生涯研修システムを活用。

【公益社団法人日本獣医師会 専門獣医師協議会（仮称）】

○構成

- ①日本獣医師会、日本獣医学会、任意の学会等で構成

○役割

- ①認定・専門獣医師認定を行う専門分野の検討及び指定
- ②認定・専門分野別研修プログラムの評価・認定・管理
- ③認定・専門獣医師の認定登録及び管理（更新手続含）

○その他

- ①事務局：公益社団法人日本獣医師会

○準備・検討事項

- ①認定・専門獣医師認定を行う専門分野
- ②専門分野別研修プログラムの募集・評価・認定のあり方
- ③申請料、会費等の扱い
- ④制度の周知・広報

【次期基本方針の検討にあたり留意すべき事項】

- 獣医療法第17条における獣医療広告制限を一部緩和し、一定の基準を満たす団体が認定した認定・専門獣医師であることを広告可とすること
- 次期基本方針に認定・専門獣医師制度の整備充実を規定すること

3. 新たな基本方針に規定すべき小動物獣医療提供体制の構築に向けての課題と対応方向

<新たな基本方針に規定すべき内容>

② 高度で専門性の高い獣医療提供のための地域獣医療のネットワーク体制の整備

「一次診療施設と二次診療施設の連携・協力体制の構築及び夜間・休日診療体制の整備について支援するとともに、獣医療版の「地域包括ケアシステム」を確立し、「人と動物の共生社会」の構築を推進すること。」

課題と対応方向

- 小動物診療施設の過剰及び市場規模の縮小
- 獣医師1名の個人開業と多数の獣医師が従事する法人経営の大病院への二極化が進展
- 総合的な獣医療を提供する「かかりつけ病院」としての「一次診療施設」と、専門的な獣医療を提供する「二次診療施設」の連携・協力体制を構築する組織的な取組が必要
- 今後における高齢化社会の一層の進展を踏まえ、獣医療版の「地域包括ケアシステム」を確立し、「人と動物の共生社会」の構築と、国民の健康寿命の増進等に貢献

3. 新たな基本方針に規定すべき小動物獣医療提供体制の構築に向けての課題と対応方向

＜新たな基本方針に規定すべき内容＞

③ 愛玩動物看護師法に基づくチーム獣医療提供体制の構築

「愛玩動物看護師法に基づき、獣医師の指示の下で愛がん動物看護師が実施可能な診療補助業務を明確化するとともに、獣医師、愛玩動物看護師等の連携・協力により高度かつ専門的なチーム獣医療の提供を推進すること。」

課題と対応方向

- 愛玩動物看護師法の制定により、愛玩動物看護師の診療補助業務の範囲が明確化
- 獣医師と愛玩動物看護師との適切な役割分担による高度かつ専門的なチーム獣医療提供への貢献
- 国民の健康寿命の増進等社会生活の向上に寄与

(参考：愛玩動物看護師の業務範囲の考え方（イメージ）)

参考：愛玩動物看護師の業務範囲の考え方（イメージ）

獣医療

診療

- 手術、X線検査、診察等に基づく診断など

獣医師のみ
実施可能

診療の補助

- 獣医師の指示の下に行う採血、投薬（経口など）、マイクロチップ挿入、カテーテルによる採尿など

愛玩動物看護師のみ
実施可能
(獣医師も引き続き実施可能)

その他の看護

- 入院動物の世話、診断を伴わない検査など

動物の愛護及び適正な飼養に関する業務

- 動物の日常の手入れに関する指導・助言：グルーミング、爪切り、歯磨き等
- 人と動物の共生に必要な基本的しつけ：適正な社会化を促す為の教室の開催
- 動物介在教育（AAE）への支援：小学校等を訪問し学習活動をサポート
- 動物介在活動（AAA）への支援：高齢者施設等でのセラピー活動
- 動物飼養困難者（高齢者等）への飼育支援：家庭訪問、電話等で飼育に関する助言
- 災害発生時の被災動物適正飼養の為の支援：地方自治体との連携協力
- 動物のライフステージに合わせた栄養管理：ペットショップ等での食事相談など

愛玩動物看護師以外も
実施可能

その他一般業務

- 診察受付、院内の衛生管理、備品の在庫管理など

愛玩動物看護師の業務

3. 新たな基本方針に規定すべき小動物獣医療提供体制の構築に向けての課題と対応方向

＜新たな基本方針に規定すべき内容＞

④ 新興・再興感染症対策、「One Health」の考え方に基づく獣医療の提供

「新興・再興感染症対策、薬剤耐性(AMR)対策等を推進する医師と獣医師の連携による「One Health」の実践活動を支援すること。獣医療に係る研究・技術開発のため、農研機構動物衛生研究部門を国の機関として位置付けるとともに、民間企業、大学、研究機関及び行政の獣医師の連携を促進すること。」

課題と対応方向

- 人の感染症の約6割は動物由来
- ペットや野生動物に対する検査や研究等の国の所管は不明確
- 動物の感染症に関する試験研究は農研機構動物衛生研究部門が担うことが期待されるが、農研機構法では「農業及び食品産業に関する技術上の試験・研究等」が業務範囲と規定されており対応不可
- 人獣共通感染症対策に係る医師と獣医師の「One Health」の実践活動への支援の検討が必要

3. 新たな基本方針に規定すべき小動物獣医療提供体制の構築に向けての課題と対応方向

＜新たな基本方針に規定すべき内容＞

⑤ 女性獣医師に対する就業・復職支援

「獣医師の半数を占める女性獣医師に対する就業・復職支援の整備充実により、獣医師の確保を図ること。」

課題と対応方向

- 女性獣医師の約6%が無職（無職の医師及び歯科医師は1%程度）
- 30歳代以下の獣医師の半数は女性
- 近い将来は女性獣医師が過半となる予想
- 女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援等の一層の充実が必要
- 「女性獣医師が活躍する職場は、男性獣医師を含む全ての獣医師が活躍できる職場である。」という理念の下で、勤務条件及び職場環境の向上が必要

3. 新たな基本方針に規定すべき小動物獣医療提供体制の構築に向けての課題と対応方向

<新たな基本方針に規定すべき内容>

⑥ 退職獣医師の再雇用等による代替獣医師の確保

「都道府県に獣医師人材バンクを設置し、公務員獣医師、産業動物獣医師、小動物獣医師等の長期育児休業等の際の代替獣医師の一括確保体制を確立すること。」

課題と対応方向

- 獣医師会、農業共済団体等の民間団体による人材バンクの設置は、職業安定法上の許可要件が厳しく対応困難
- 設置が届出で可能な都道府県が総合的な人材バンクを設置して、地域ごとに各分野の代替獣医師を一括して確保

3. 新たな基本方針に規定すべき小動物獣医療提供体制の構築に向けての課題と対応方向

<新たな基本方針に規定すべき内容>

⑦ 小動物診療領域におけるAIや情報通信技術等の活用

「小動物診療領域におけるAIや情報通信技術等の活用により、飼い主の獣医療に対する高度かつ多様なニーズへの対応方策を検討すること。」

課題と対応方向

- 電子カルテの導入によるビッグデータの構築と活用
- EBVM(Evidence Based Veterinary Medicine)に基づく診療スタンダードの確立と診療ガイドラインの整備
- 獣医療におけるAIの具体的な活用方策について、国、獣医師会等が連携して検討